

# 税

## の申告時期です

【期間】2月16日(水)～3月15日(火)

＝申告は正しくお早めに!!＝

平成22年分所得の申告時期となりました。平成22年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算の上、申告ください。申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。申告相談会場および時間は、次ページの一覧表のとおりです。気軽に相談ください。

なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産の譲渡所得、住宅借入金等特別控除のある方、青色申告をする方は、税務署で相談ください。

《問合せ》税務課市民税係 ☎21-9045

### ◆期限内に必ず申告を!

申告書は、所得証明書、年齢福祉年金、福祉医療(老人医療等)、児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、これらに関する諸証明書が発行できませんので、期限内に申告ください。

◆必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談にお越しになる前に「平成23年度市県民税申告のてびき」をよく読み、帳簿な

告をする方は他会場(税務署、じばさん但馬など)での申告相談を利用ください。

### 市県民税・国民健康保険税の申告

### ◆申告の必要な方

平成23年1月1日現在で、市内に住所があり、平成22年中に所得のあった次の方

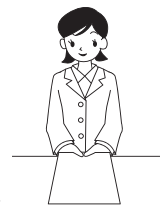
- ・国民健康保険加入世帯の方(所得がなくても、申告書の提出が必要な場合があります)
- ・給与所得のほかにも所得のある方
- ・2カ所以上から給与所得のある方

- ・雑損控除・医療費控除・寄付金控除の適用を受けようとする方

### ◆申告の不要な方

- ・所得税の確定申告をする方
- ・給与所得者で勤務先から市役所に給与支払報告書の提

出がある方  
※収入が公



的年金のみの方は、申告不要の場合がありますので、詳細は、税務課市民税係へ問い合わせください。

### ◆75歳以上の後期高齢者医療対象の方

税法上、申告が不要な場合でも、後期高齢者医療の保険料を算定する上で、申告が必要な場合がありますので、詳細は、市民課国保医療係へ問

い合わせください。

### ◆市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布

昨年に市県民税申告書を提出され、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に送付します。

### 平成22年分農業所得申告

農業所得は、収支計算で申告ください。農業所得以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して市県民税の申告をする必要があります。

### ■土地改良費控除額(10アール当たり)

地域	名称	控除額	
中佐	土地改良区	一般分	12,827円
		特別分	11,592円
中郷	土地改良区	11,024円	
豊岡	新田東部土地改良区	20,759円	
森津	土地改良区	一般分	23,067円
		特別分	18,768円
八幡	土地改良区	33,266円	
日高	国府平野土地改良区	12,522円	
出石	中川土地改良区	27,123円	
	出石北土地改良区	10,977円	

**税の申告**

平成20年度の税制改正により、農業用の機械および装置の耐用年数が7年に改正され、平成21年分の申告から適用されています。

**減価償却制度の改正**

賦課金が1万円以上の土地改良区などは、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上ください(城崎、竹野、但東地域には、1万円以上の土地改良区はありません)。また、支払額の分かる領収書などは必ず7年間保管ください。

なお、表にない土地改良区などの賦課金は、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上ください。

収支計算をする際の土地改良費は、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。



**申告相談会場・時間一覧表**

申告相談会場	月 日															相談時間 ( )は受付時間 税務署以外は12:00~13:00の間相談は行っていません。					
	2							3月													
	16	17	18	21	22	23	24	25	28	1	2	3	4	7	8	9	10	11	14	15	
	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	
豊岡税務署 1階	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	9:00~17:00
市役所本庁東庁舎別館 3階 城崎総合支所 日高総合支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30~16:00)
竹野総合支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30~16:00)
出石総合支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30~16:00)
但東総合支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30~16:00)
じばさん但馬 6階		●		●	●	●	●	●	●				●	●							(9:30~16:00)
城崎大会議館								●					●								(9:30~16:00)
竹野町商工会館			●					●				●									
ワークピア日高	●		●			●			●	●	●	●		●							
出石町商工会館							●						●								
但馬ちりめん振興館				●								●									

※◎印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)を行います。都合の良い日時・会場を利用ください。  
 ※市役所本庁舎は、庁舎建設工事のため、駐車場に限りがありますので、お越しの際はできるだけ豊岡駅前駐車場(駐車券を持参ください)または公共交通機関を利用ください。  
 ※豊岡税務署は、駐車場に限りがありますので、お越しの際はできるだけ公共交通機関を利用ください。

**夜間相談**

月日	相談会場	受付時間
2月18日(金)	市役所本庁東庁舎別館 3階	18:00~20:00
2月25日(金)	市役所本庁東庁舎別館 3階、城崎総合支所、竹野総合支所、日高総合支所、出石総合支所、但東総合支所	

**休日相談**

月日	相談会場	受付時間
3月6日(日)	市役所本庁東庁舎別館 3階、城崎総合支所、竹野総合支所、日高総合支所、出石総合支所、但東総合支所	8:30~11:30

※市県民税・国民健康保険税の申告相談会場の午前の受付は11時30分までですが、人数制限をしておりますので、早めに終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。